

議案第29号

令和8年度宇都宮市水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和8年度宇都宮市の水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 戸 数	261,769 戸
(2) 年 間 総 給 水 量	55,847,641 立方メートル
(3) 一 日 平 均 給 水 量	153,007 立方メートル
(4) 主 要 な 建 設 改 良 事 業	
ア 水 道 建 設 事 業	1,007,181 千円
イ 水 道 改 良 事 業	10,470,237 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 水道事業収益	12,644,102 千円
第1項 営業収益	11,618,235 千円
第2項 営業外収益	1,025,862 千円
第3項 特別利益	5 千円

支 出

第1款 水道事業費	11,436,796 千円
第1項 営業費用	10,914,655 千円
第2項 営業外費用	477,740 千円
第3項 特別損失	24,401 千円
第4項 予備費	20,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額6,388,708千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額764,100千円、減債積立金取り崩し額1,221,128千円及び過年度分損益勘定留保資金4,403,480千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	7,097,468 千円
第1項 企業債	6,261,200 千円
第2項 国庫補助金	92,999 千円
第3項 出資金	27,900 千円
第4項 他会計負担金	39,254 千円
第5項 工事負担金	676,113 千円
第6項 固定資産売却代金	2 千円

支 出

第1款 資本的支出	13,486,176 千円
第1項 建設改良費	11,557,388 千円
第2項 企業債償還金	1,926,006 千円
第3項 諸支出金	2,782 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項,期間及び限度額は,次のとおりと定める。

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
令和8年度 水道料金システム 関係帳票作成業務委託	令和9年度	9,680
令和8年度 河内第二制御所 整備工事	令和9年度	737,000
令和8年度 配水管管理センター 通信設備等更新工事	令和9年度から 令和10年度まで	634,832
令和8年度 戸祭配水場 受変電設備等更新工事	令和9年度	387,005
令和8年度 白沢第7号取水井 井戸設備等更新工事	令和9年度	217,802

令和8年度 白沢第2号取水井 井戸設備等更新工事	令和9年度	216,920
令和8年度 瑞穂野応急給水所 電気設備等更新工事	令和9年度	204,393
令和8年度 下荒針配水場 電気設備等更新工事	令和9年度	189,662
令和8年度 西川田町ほか4町 主要地方道宇都宮栃木線 老朽配水管更新工事	令和9年度から 令和10年度まで	631,201
令和8年度 駅前通り3丁目ほか6町 市道29号線 老朽配水管更新工事	令和9年度	609,368
令和8年度 下田原町 市道20413号線 老朽配水管更新工事	令和9年度	114,720
令和8年度 今里配水場 配水池耐震化工事	令和9年度	905,000

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
水道事業費	6,261,200	普通貸借又は証券発行 借入時期は、令和8年度中とする。ただし、工事の進捗状況等により起債額の全部又は一部を翌年度へ繰り延べて借入れることができる。	5.0%以内	借入れの日から40年以内とし、その他については借入先の融資条件による。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1,500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の
流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 1,481,342 千円

(2) 交際費 100 千円

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、2,035千円と定める。

令和8年2月25日提出

宇都宮市長 佐藤 栄一